

令和3年8月24日

各都道府県産婦人科医会会長 殿

公益社団法人日本産婦人科医会
会 長 木 下 勝 之

「出産育児一時金等の支給申請及び支払い方法について」の一部改正について

平素から本会の運営にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて今般、標記内容について、本会宛に厚生労働省保健局長より周知依頼がありました(資料1)。

出産育児一時金等の支給額の見直しに関する健康保険法施行令等の一部改正する政令が令和3年8月4日に公布されたことを踏まえた実施要綱等の一部改正となっており、都道府県知事や保険組合等の長にも通知されています(資料2)。

一部改正内容について下記に概要をまとめました。所属会員の先生方にご案内頂きますして、地域での周産期医療および母子保健事業にご活用頂きますよう、よろしくお願いたします。

<令和4年1月1日以降の分娩から適用となります>

- ・産科医療保障制度掛金が、1万6千円 ➡ 1万2千円になります。それに伴い、
出産育児一時金が、40万4千円 ➡ 40万8千円になります(合計42万円は同じ)。
- ・関連書類の押印が原則不要となります(出産育児一時金等代理申請・受取請求書、出産育児一時金等支給申請書、出産育児一時金等受取代理申請取下書、受取代理人変更届、出産費用請求報告書)

【通知等一覧】

(資料1) (本会宛) 「出産育児一時金等の支給申請及び支払い方法について」の一部改正について(令和3年8月18日厚生労働省保険局長通知)

(資料2) (自治体等宛) 「出産育児一時金等の支給申請及び支払い方法について」の一部改正について(令和3年8月18日厚生労働省保険局長通知)